

東通原子力発電所 計量管理規定 変更前後比較表

東北電力株式会社

東通原子力発電所 計量管理規定 変更前後比較表 (1/5)

現 行	変 更 案	備 考
<p data-bbox="394 611 1110 772">東通原子力発電所 計量管理規定</p> <p data-bbox="454 1467 1139 1577">平成16年 6月23日 (制 定) 平成27年 6月 2日 (第4回改正)</p> <p data-bbox="507 1713 997 1776">東北電力株式会社</p>	<p data-bbox="1590 611 2306 772">東通原子力発電所 計量管理規定</p> <p data-bbox="1670 1467 2306 1577">2004年 6月23日 (制 定) 2021年 月 日 (第5回改正)</p> <p data-bbox="1703 1713 2193 1776">東北電力株式会社</p>	<p data-bbox="2543 1497 2724 1560">西暦表示に変更 第5回改正来歴</p>

東通原子力発電所 計量管理規定 変更前後比較表 (2/5)

現 行					変 更 案					備 考	
計 量 管 理 規 定 改 正 履 歴 表					計 量 管 理 規 定 改 正 履 歴 表						
改正履歴		申請年月日	認可年月日	認可番号	改正理由	改正履歴		申請年月日	認可年月日	認可番号	改正理由
—	制 定	平成16年5月31日	平成16年6月23日	16諸文科科第1240号		—	制 定	平成16年5月31日	平成16年6月23日	16諸文科科第1240号	
1	一部改正	平成17年11月2日	平成17年11月11日	17諸文科科第3800号	営業運転開始に伴う組織変更等による	1	一部改正	平成17年11月2日	平成17年11月11日	17諸文科科第3800号	営業運転開始に伴う組織変更等による
2	一部改正	平成18年11月15日	平成18年12月25日	18諸文科科第3470号	燃料取替え時以外に実施する棚卸しの明確化等による	2	一部改正	平成18年11月15日	平成18年12月25日	18諸文科科第3470号	燃料取替え時以外に実施する棚卸しの明確化等による
3	一部改正	平成23年5月26日	平成23年6月13日	23受文科開第700号	本店の組織および職務の明確化等による	3	一部改正	平成23年5月26日	平成23年6月13日	23受文科開第700号	本店の組織および職務の明確化等による
4	一部改正	平成27年4月16日	平成27年5月20日	原規放発第1505202号	法令改正および原子力規制委員会の設置等による	4	一部改正	平成27年4月16日	平成27年5月20日	原規放発第1505202号	法令改正および原子力規制委員会の設置等による
						5	一部改正	2021年 月 日	2021年 月 日		法令改正による

改正履歴の追加

東通原子力発電所 計量管理規定 変更前後比較表 (3/5)

現 行	変 更 案	備 考
<p style="text-align: center;">東通原子力発電所計量管理規定</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">第2編 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質に関する計量管理</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 計量管理手続</p> <p>(中略)</p> <p>(試料の収去および保管の手続)</p> <p>第23条 計量管理責任者は、法律第61条の8の2第2項（保障措置検査）および法律第61条の23の7第2項（保障措置検査の実施）または法律第68条第1項、第5項、第8項および第9項（立入検査等）の規定に基づき、原子力規制委員会の指定するその職員もしくは指定保障措置検査等実施機関の検査員または国際原子力機関の指定する者もしくは国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「査察官等」という。）より試料の収去を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">第11章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(中略)</p> <p>(封印および監視装置)</p> <p>第48条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第61条の8の2第2項（保障措置検査）および法律第61条の23の7第2項（保障措置検査の実施）または法律第68条第11項、第12項、第13項および第14項（立入検査等）の規定に基づき取付けた封印または監視装置を取外す必要が生じた場合は、あらかじめ、ただしやむをえない場合には取外し後すみやかに、次に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、平成27年6月8日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">東通原子力発電所計量管理規定</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">第2編 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質に関する計量管理</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 計量管理手続</p> <p>(中略)</p> <p>(試料の収去および保管の手続)</p> <p>第23条 計量管理責任者は、法律第61条の8の2第2項（保障措置検査）および法律第61条の23の7第2項（保障措置検査の実施）または法律第68条第1項、第4項、第7項および第8項（立入検査等）の規定に基づき、原子力規制委員会の指定する当該職員もしくは指定保障措置検査等実施機関の検査員または国際原子力機関の指定する者もしくは国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「査察官等」という。）より試料の収去を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">第11章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(中略)</p> <p>(封印および監視装置)</p> <p>第48条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第61条の8の2第2項（保障措置検査）および法律第61条の23の7第2項（保障措置検査の実施）または法律第68条第10項、第11項、第12項および第13項（立入検査等）の規定に基づき取付けた封印または監視装置を取外す必要が生じた場合は、あらかじめ、ただしやむをえない場合には取外し後すみやかに、次に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、2021年●月●日から施行する。</p>	<p>・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第68条の第3項が削除されたことに伴い、以降の項番号を繰り上げ。</p> <p>・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」改正に伴う記載の適正化</p> <p>・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第68条の第3項が削除されたことに伴い、以降の項番号を繰り上げ。</p> <p>本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、適切な日に施行するものとする</p>

東通原子力発電所 計量管理規定 変更前後比較表 (4/5)

現 行			変 更 案			備 考
別表第5 測定機器の校正 (第29条関係)			別表第5 測定機器の校正 (第29条関係)			
測 定 機 器	校正時期または頻度	校 正 方 法	測 定 機 器	校正時期または頻度	校 正 方 法	
給水流量計	施設定期検査時	模擬入力信号による校正	給水流量計	定期事業者検査時	模擬入力信号による校正	
原子炉圧力計	施設定期検査時	模擬入力信号による校正	原子炉圧力計	定期事業者検査時	模擬入力信号による校正	
局部出力領域モニタ	燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回。ただし250MWd/tの範囲内で延長することができる。	移動式炉心内計装(TIP)による校正	局部出力領域モニタ	燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回。ただし250MWd/tの範囲内で延長することができる。	移動式炉心内計装(TIP)による校正	

東通原子力発電所 計量管理規定 変更前後比較表 (5/5)

現 行				変 更 案				備 考																													
別表第8 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質および使用の許可を受けた核燃料物質に関する報告事項等 (第43条, 第74条関係)				別表第8 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質および使用の許可を受けた核燃料物質に関する報告事項等 (第43条, 第74条関係)				「国際規制物資の使用等に関する規則」の改正に伴う封印毀損時等の報告に関する記載の追加																													
(中略)				(中略)																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告書名</th> <th>提出時期</th> <th>報告概要</th> <th>報告の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 核燃料物質の事故損失に係る報告書</td> <td>発生後遅滞なく</td> <td>核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告</td> <td>法律 第67条第1項 規則 第7条第29項</td> </tr> <tr> <td>12 サイト内建物報告書</td> <td>毎年12月31日から1月以内</td> <td>毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告</td> <td>法律 第67条第1項 規則 第7条第32項</td> </tr> </tbody> </table>				報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠		11 核燃料物質の事故損失に係る報告書	発生後遅滞なく	核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項	12 サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第32項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告書名</th> <th>提出時期</th> <th>報告概要</th> <th>報告の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 核燃料物質の事故損失の発生等に係る報告書</td> <td>発見後直ちに</td> <td>核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときまたは法第六十一条の八の二第二項第四号もしくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印 (紙製のものを除く。) もしくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外されもしくは毀損されていることを発見したときは, その旨を報告</td> <td>法律 第67条第1項 規則 第7条第29項</td> </tr> <tr> <td>12 核燃料物質の事故損失等に係る報告書</td> <td>30日以内</td> <td>核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときまたは法第六十一条の八の二第二項第四号もしくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印 (紙製のものを除く。) もしくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外されもしくは毀損されていることを発見したときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告</td> <td>法律 第67条第1項 規則 第7条第29項</td> </tr> <tr> <td>13 サイト内建物報告書</td> <td>毎年12月31日から1月以内</td> <td>毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告</td> <td>法律 第67条第1項 規則 第7条第34項</td> </tr> </tbody> </table>				報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠	11 核燃料物質の事故損失の発生等に係る報告書	発見後直ちに	核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときまたは法第六十一条の八の二第二項第四号もしくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印 (紙製のものを除く。) もしくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外されもしくは毀損されていることを発見したときは, その旨を報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項	12 核燃料物質の事故損失等に係る報告書	30日以内	核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときまたは法第六十一条の八の二第二項第四号もしくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印 (紙製のものを除く。) もしくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外されもしくは毀損されていることを発見したときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項	13 サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第34項	「国際規制物資の使用等に関する規則」第7条の項追加に伴う項番号の繰り下がり
報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠																																		
11 核燃料物質の事故損失に係る報告書	発生後遅滞なく	核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項																																		
12 サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第32項																																		
報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠																																		
11 核燃料物質の事故損失の発生等に係る報告書	発見後直ちに	核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときまたは法第六十一条の八の二第二項第四号もしくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印 (紙製のものを除く。) もしくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外されもしくは毀損されていることを発見したときは, その旨を報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項																																		
12 核燃料物質の事故損失等に係る報告書	30日以内	核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときまたは法第六十一条の八の二第二項第四号もしくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印 (紙製のものを除く。) もしくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外されもしくは毀損されていることを発見したときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項																																		
13 サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第34項																																		